



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

KANAGAWA

資料 8

かながわ子どもみらいプラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

I はじめに

1 計画改定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、女性の就業率の上昇を背景に、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増加する中、待機児童の解消には至っておらず、また、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっています。さらに、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、いじめの問題や不登校の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、障がいの状態や国籍などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が一層求められています。

そこで、現行計画は令和元年度で終了しますが、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

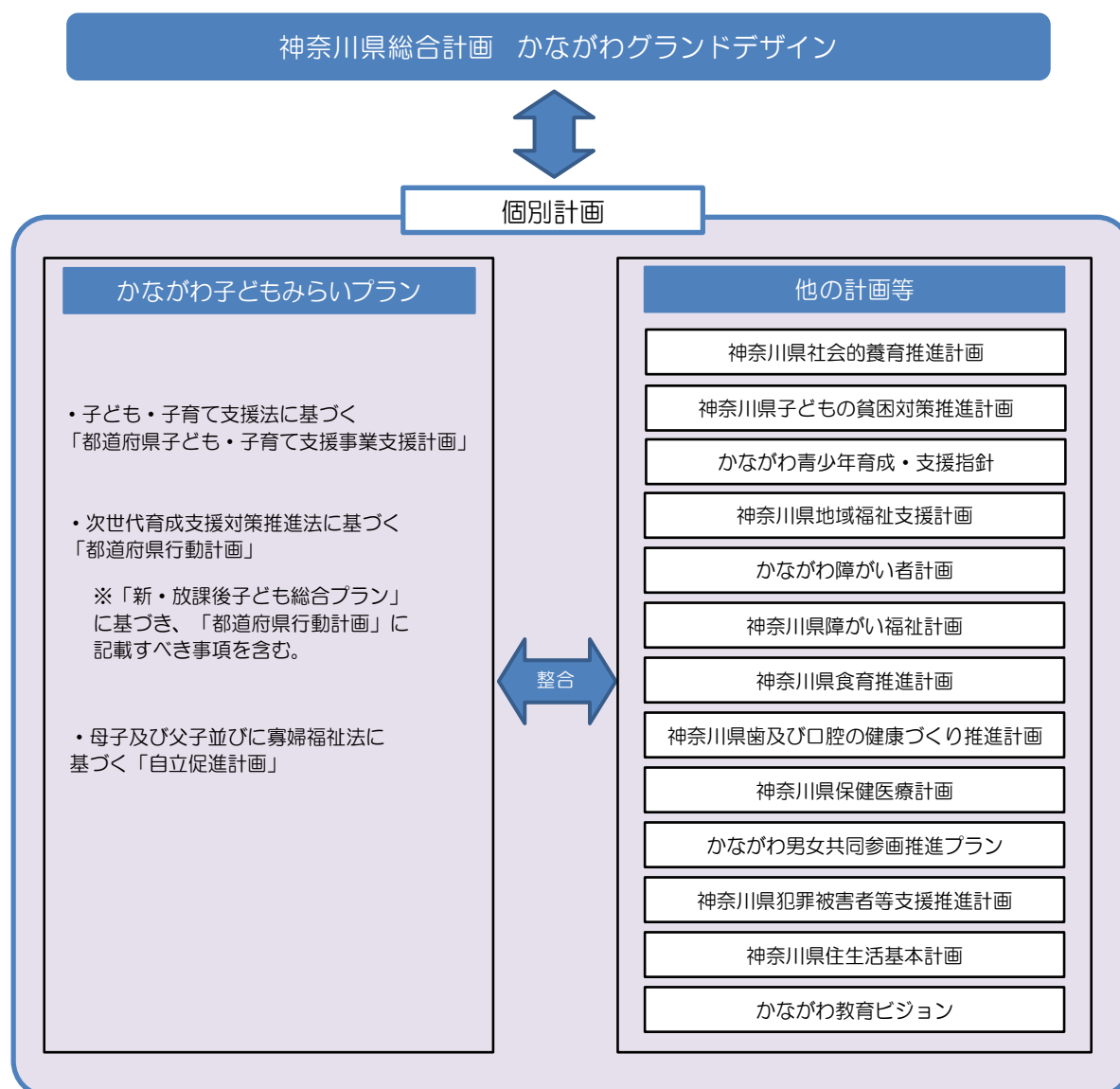
(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組みを進めていきます。

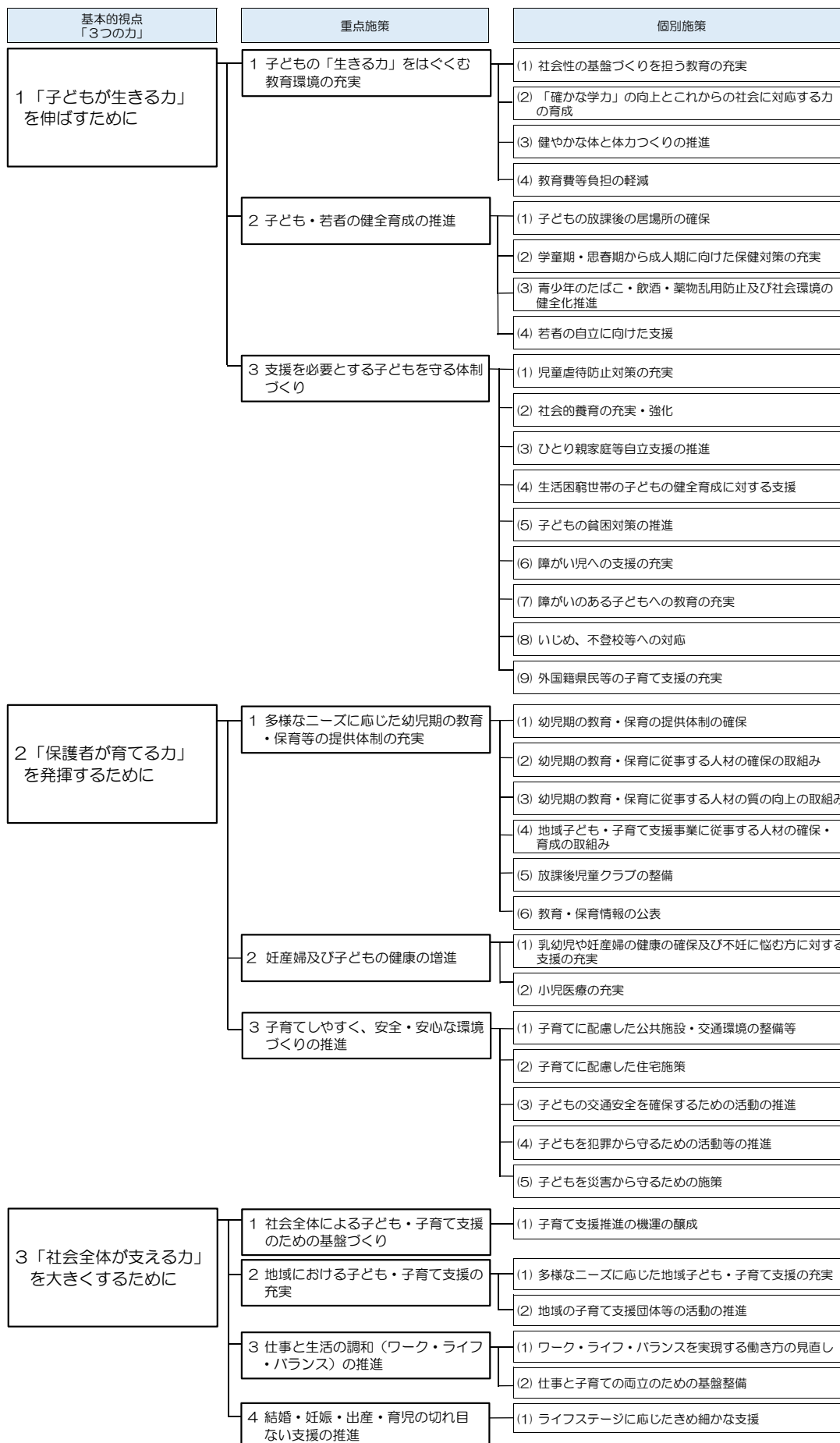
【関連計画】

神奈川県社会的養育推進計画、神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、神奈川県子どもの貧困対策推進計画、
かながわ青少年育成・支援指針（子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画）、神奈川県地域福祉支援計画、
かながわ障がい者計画、神奈川県障がい福祉計画、神奈川県食育推進計画、
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画、神奈川県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画、
神奈川県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン

<参考：「かながわ子どもみらいプラン」の位置付け>



(2) 施策体系図



(基本的視点1) 「子どもが生きる力」を伸ばすために

重点施策

3

支援を必要とする子どもを守る体制づくり

個別施策

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養育の充実・強化
- (3) ひとり親家庭等自立支援の推進
- (4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 障がい児への支援の充実
- (7) 障がいのある子どもへの教育の充実
- (8) いじめ、不登校等への対応
- (9) 外国籍県民等の子育て支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

増加及び深刻化する児童虐待相談を踏まえ、子どもの命と安全を守り、権利を擁護することを最優先として、関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組みのさらなる充実をめざします。

【主な事業】

①	子どもへの虐待の禁止の徹底
体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者による体罰は虐待であることを広く県民に周知し、子どもや保護者等の理解を促進します。また、被措置児童等虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。	
②	児童虐待の未然防止と早期発見・対応
0歳児の死亡事例が多い実情を踏まえ、予期しない妊娠や精神疾患のある養育者への早期からの相談、支援体制の充実を図ります。また、虐待、子育ての不安、しつけ等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、電話及びSNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設け、児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取組みを進めます。	

(3) ひとり親家庭等自立支援の推進

子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるように、ひとり親家庭など特別な配慮が必要な子育て家庭に対し、自立に向けた就労支援や子育て支援、生活支援など、総合的な取組みを推進します。

【主な事業】

①	相談体制と情報提供の充実
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。</p> <p>また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行っていきます。</p>	
②	経済的支援
<p>母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。</p> <p>また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないように、寡婦（夫）控除のみなし適用¹⁴を実施します。</p>	
③	就業支援
<p>母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦のそれぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得るため、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施する母子家庭等就業・自立支援センターでの取組み、また、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。</p> <p>さらに、児童扶養手当受給者を対象に個別の事情に応じた自立支援プログラムを策定し自立に結びつける事業の推進や就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。</p>	

¹⁴ 配偶者と死別又は離別したひとり親（結婚歴のある者）には、「寡婦（夫）控除」という所得税法等における所得控除がありますが、同じひとり親であっても、結婚歴のないひとり親には、適用されません。その結果、所得額や所得税額等に基づき算定される利用料等について、結婚歴のあるひとり親との差が生じています。

このため、結婚歴のないひとり親に対しても、「寡婦（夫）控除」が適用された場合と同じ利用料等となるよう「寡婦（夫）控除」をみなし適用することとします。

④	子育てや生活支援
<p>母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるためには、保育所の優先入所などの子育て支援と疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。</p> <p>また、さまざまな課題を持つひとり親家庭に対して生活基盤の安定を図るため、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などを行います。</p>	

(4) 生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援

生活困窮世帯の子どもの生きる力がはぐくまれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。

【主な事業】

①	子ども支援員の配置
<p>生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。</p>	
②	子どもの学習支援や居場所づくりの事業の実施
<p>生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。</p>	
③	子どもの健全育成プログラム改訂版の策定
<p>生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し、普及啓発に努めます。</p>	

(5) 子どもの貧困対策の推進

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざし、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進します。